

葛飾区生涯スポーツ課
公式インスタグラム運用要領

令和3年5月14日
3葛教ス第93号
課長決裁

(目的)

第1条 この要領は、葛飾区教育委員会事務局生涯スポーツ課（以下、「生涯スポーツ課」という。）が開設する公式Instagram（以下、「公式インスタグラム」という。）を区民等への情報提供媒体として適切に運用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) Instagram スマートフォンやタブレット端末などを使い、無料で写真や短時間動画を共有するソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）をいう。（以下、「インスタグラム」という。）
- (2) 公式インスタグラム 生涯スポーツ課が設置・運用するインスタグラムをいう。
- (3) アカウント インスタグラムを設置・運用するために取得した権利、及びユーザー名をいう。
- (4) 利用者 公式インスタグラムの利用者をいう。
- (5) コメント 他のアカウントのインスタグラムに意見等を投稿することをいう。
- (6) フォロー 他のユーザーの投稿を受信するように登録することをいう。

(アカウント)

第3条 インスタグラムのアカウントは、公式インスタグラムの運用に従事する生涯スポーツ課職員が取得するものとする。また、取得したアカウントは、公式インスタグラムを使って情報を発信する際に使用する。

2 アカウント取得に使用するメールアドレスは、情報システム課が管理しているメールアドレスとする。

3 パスワードは、セキュリティポリシーに基づき定める。

(運営主体)

第4条 公式インスタグラムの運営主体は生涯スポーツ課とし、アカウントの管理や情報の投稿は公式インスタグラム管理者が行う。

2 公式インスタグラムを運営するにあたって、情報の作成、投稿の決定及び公式インスタグラム管理者の選定は、生涯スポーツ課長が行うこととし、公式インスタグラム管理者は、情報の作成、投稿にかかる事務を行う。

3 公式インスタグラムのアカウント名はsports_katsushikaとする。

(情報発信)

第5条 情報の発信は、生涯スポーツ課長の指示のもと公式インスタグラム管理者もしくは生涯スポーツ課長が公式インスタグラムから行うものとする。

(投稿内容)

第6条 インスタグラムで、次に掲げるものを投稿する。

- (1) 生涯スポーツ課として発信の必要があるコンテンツ
- (2) 生涯スポーツ課から何らかの手段で区民等に情報提供したもの
- (3) その他、生涯スポーツ課長が適当と認めたもの

(メールアドレス・パスワードの管理)

第7条 公式インスタグラム管理者にかかるアカウントのメールアドレス、パスワードは、従事する生涯スポーツ課職員が管理し、他に開示してはならない。

(意思決定)

第8条 情報の発信については、原則として生涯スポーツ課長の決裁を必要とする。ただし、インスタグラムの特性や情報の発信の即時性を考慮し、事前に生涯スポーツ課長の判断を得ている場合には、公式インスタグラム管理者が情報の発信をできるものとする。

(コメント及びフォローの制限)

第9条 コメントは原則行わない。ただし、国、都、他自治体、公益法人等が発信した投稿で、特に生涯スポーツ課長が必要と認めるものはこの限りでない。

2 フォローは原則行わない。ただし、国、都、他自治体、公益法人等が開設したアカウントで、特に生涯スポーツ課長が必要と認めるものはこの限りでない。

(葛飾区公式ホームページへの表示)

第10条 生涯スポーツ課は、公式アカウントを葛飾区公式ホームページ上に記載し、情報の発信を行うとともに、なりすましでないことを証明する。

2 生涯スポーツ課は、この要領を葛飾区公式ホームページ上に記載するとともに、第9条の制限事項を明示する。

(なりすましへの対応)

第11条 生涯スポーツ課は、なりすましを発見した場合は、葛飾区公式ホームページ等においてその旨を発信し、なりすましインスタグラムアカウントが存在することへの注意喚起を行うものとする。

(投稿の削除)

第12条 ユーザーによる以下に定める投稿を禁止し、生涯スポーツ課は、予告なく削除することができる。

- (1) 法令等に違反する内容、または違反するおそれがある内容
- (2) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権など、生涯スポーツ課または第三者の知的所有権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (6) 人種・思想・信条等の差別または差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序または善良の風俗に反する内容
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの
- (10) 有害なプログラムなど
- (11) わいせつな表現などを含む不適切なもの

(12) その他、生涯スポーツ課が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むホームページなどへのリンク

(遵守事項)

第13条 法令及びこの要領を遵守すること。

(その他)

第14条 その他、この要領の実施について必要な事項は、生涯スポーツ課長が別に定める。

(附則)

この要領は、令和3年5月14日から施行する。